

傍 聴 要 領

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会の傍聴を希望される方は、委員会の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、委員長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴の定員は10名で、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、委員会の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (4) 傍聴に配慮が必要な方は事前に御連絡ください。

2 傍聴する際の遵守事項

委員会の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 委員会の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、委員会の支障となる行為をしないこと。

3 委員会の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。